

旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	平成 28 年 4 月 1 日
発信課 担当者	建築部建築総務課住宅政策係 佐藤
連絡先	電 話 (内)5742 (直)25-9708
	F A X 25-9788
	E-mail kenchikusomu@city.asahikawa.hokkaido.jp

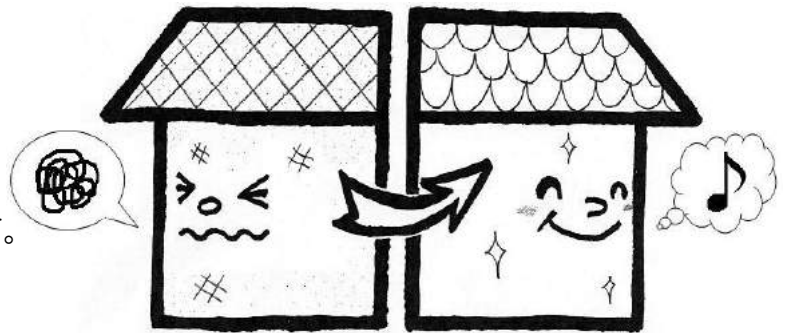
分 類	イベント・行事 募集 契約・入札 会議・説明会 その他 (該当する分類を囲むこと。)
日 程	4 月 15 日 ~ 5 月 10 日
発表項目 (行事名)	平成 28 年度 旭川市住宅改修補助金の募集について
概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	<p>旭川市では、住宅の長寿命化や住環境整備の改修を行う場合に費用の一部を補助する「旭川市住宅改修補助制度」を平成 27 年度に引き続き実施することになりました。平成 27 年度は、募集枠を超える 872 件の申し込みがあったため抽選において交付者を決定しており、市民や建築関連事業者からの反響が大きい制度となっております。つきましては、より多くの市民の皆様の本制度を知っていただきたいため、広く報道して下さるようお願い申し上げます。</p> <p>なお、補助金の申請には、工事見積書等を御用意いただくために時間を要します。このため申請の受付までの広報が重要と考えておりますので、4 月 4 日から 4 月 14 日までの期間での掲載について重ねての御配慮をお願いいたします。</p> <p>1 対 象 旭川市内の住宅（建築後 5 年以上経過していること） 申請される方が旭川市税を完納されている方</p> <p>2 対象工事 住宅の性能や機能を回復・向上させる改修や、住環境を整備する工事で、補助対象工事基準に定められたもの 例：屋根改修、内装改修、サッシ改修、断熱改修など ※要介護(要支援)認定者や、障害者等で住宅改修費の給付対象者である場合、該当する制度の住宅改修費支給(給付)対象工事については、住宅改修補助制度の対象になりません。 ※<u>既に着工している工事は対象になりません</u></p> <p>3 補 助 額 対象工事費の 1/10 で、5 千円以上 10 万円以下 4 募集予算枠 2,000 万円 5 申請受付期間 4 月 15 日(金)～ 5 月 10 日(火) 6 申請書配布・受付・問い合わせ 旭川市 6 条通 10 丁目旭川市第三庁舎 4 階 建築部建築総務課 TEL 25-9708</p>
添付資料	有 ●平成 28 年度 旭川市住宅改修補助制度のご案内(パンフレット) ●旭川市住宅改修補助対象工事基準
報道(取材)に当たってのお願い	
備 考	

平成28年度 旭川市住宅改修補助制度のご案内



住宅改修補助制度って？

地域経済の活性化を図り、安心して住み続けられる住まいづくりのため、住宅の長寿命化や住環境整備の改修を行う場合に、その費用の一部を補助する制度です。



どんな住宅が対象になるの？

旭川市内にある建築後5年以上経過した住宅が対象となります。
申請される方が旭川市税を完納している必要があります。

《対象除外となる住宅》

- ・過去に「本制度（旭川市住宅改修補助制度）」を利用した住宅
 - ・今年度に次の制度を利用する、または利用した住宅
 - 「旭川市やさしさ住宅補助制度」
 - 「旭川市住宅雪対策補助制度」
 - 「旭川市住宅耐震改修補助制度」
 - 「旭川市水洗便所（排水設備）改造資金融資あっせん制度」
 - 「旭川市災害弱者緊急通報システム設置助成制度」（ホットライン119）
- その他、住宅の改修に係る旭川市の補助制度



どんな工事が対象になるの？

住宅の性能や機能を回復・向上させる改修や、住環境を整備する工事のうち、別紙「旭川市住宅改修補助対象工事基準」に定められたものが対象になります。

工事は市内建築関連事業者に限ります。

※ 既に契約や着工をしている工事は対象になりません

※ 次に該当する工事は対象になりません

- 1 対象となる住宅に住んでいる方が、次の①～③のいずれかで、バリアフリー化に該当する工事
 - ① 要介護（要支援）認定者 [担当：介護高齢課]
 - ② 重度身体障害者（下肢または体幹機能障害3級以上の方） [担当：障害福祉課]
 - ③ 難病患者（対象疾患による障害がある方） [担当：障害福祉課]
- 2 新築
- 3 国・道などで実施する補助制度を利用する場合、その補助対象工事



補助の金額は？

補助対象工事費の1/10で、上限10万円（千円未満切り捨て）

※補助対象工事費が5万円以上の工事からお申し込みいただけます。



補助申請の手続きは？

○申請書の配布・相談・申請受付窓口

旭川市6条通10丁目 旭川市役所第三庁舎4階
建築総務課住宅政策係 電話25-9708

※申請受付は上記窓口となります。郵送では受付していませんのでご注意ください。
※申請書書式は各支所及び地区センター等で配布するほか、旭川市役所のホームページからダウンロードできます。

○申請受付期間

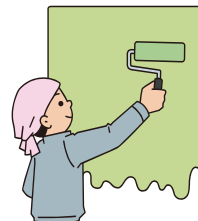
平成28年4月15日（金）～5月10日（火）

※申請書の配布・相談については上記期間以外でも随時行っております。

○募集予算額 2,000万円

- ・申請受付期間で予算額を超えた場合は、抽選により交付予定者を決定します。
- ・申請受付期間で募集予算額に満たない場合は、期間を次のとおり延長して、予算額に達するまで受付を行います。

【受付延長期限】 平成28年12月15日（木）



○抽選会について

- ・抽選は以下の日程で行います。抽選の様子をご覧になりたい方は、申請受付時にお渡しする受付票で詳細をご確認ください。

平成28年5月16日（月）

○補助交付決定のお知らせ

- ・申請書類の内容を審査したうえ、補助金交付決定通知書をお送りします。
- ・補助金交付決定通知書が届いてから、工事の契約を行い着工してください。

○その他注意事項

- ・申請される住宅が併用住宅、共同住宅（賃貸・分譲）、空き家の場合は申請前にご相談ください。
なお、分譲マンション等の改修工事は、建物の管理組合等との協議や承諾が必要とされている場合がありますのでご注意ください。
- ・申請された書類の内容に不備がある場合など、補助金を交付できない場合があります。
- ・提出された書類は返却できませんので、必要な書類はあらかじめコピーを取ってください。
- ・抽選会直後は審査が集中し、時間を要することが想定されます。迅速に交付決定を行うため、市から申請書類の訂正等の要請があった場合は、速やかな対応等ご協力をお願いします。
- ・交付決定後も各種書類に押印頂くことがありますが、交付申請書と同じ印鑑を使用して頂くこととなりますので、お間違えの無いようご注意ください。
- ・一定の要件を満たす改修工事を行う場合は、税の優遇措置を受けられる場合がありますので、詳しくは下記担当へお問い合わせください。

（担当）固定資産税～旭川市資産税課へ（工事完了後3か月以内の申し込みが必要）
所得税・贈与税～税務署へ

※「（一社）住宅リフォーム推進協議会」のホームページでも御確認いただけます。

◎補助申請に必要な書類

① 補助金交付申請書 【様式第1号】	所定の用紙（様式第1号）に記載してください。
② 付近見取図	改修する住宅の位置がわかる地図等を添付してください。
③ 現況写真（日付入り）	申請工事箇所を写した概ね3ヶ月以内の写真が必要です。
④ 改修工事見積書（原本）	施工業者が作成し、押印したものがが必要です。
⑤ 申請者の納税証明書 （完納証明＝滞納のない証明）	市役所総合庁舎2階⑩番窓口、または各支所の窓口において1部300円で交付を受けてください。 （概ね3カ月以内のもの）

※ このほかにも、審査に必要な書類の提出を求めることがあります。



補助金交付の手続きは？

工事完了後、工事完了報告書を提出いただき、完了審査を行った上で、交付額確定通知書を送付します。

交付額確定通知書が届いてから、概ね1～2週間で申請者が指定した金融機関の口座に補助金が振り込まれます。



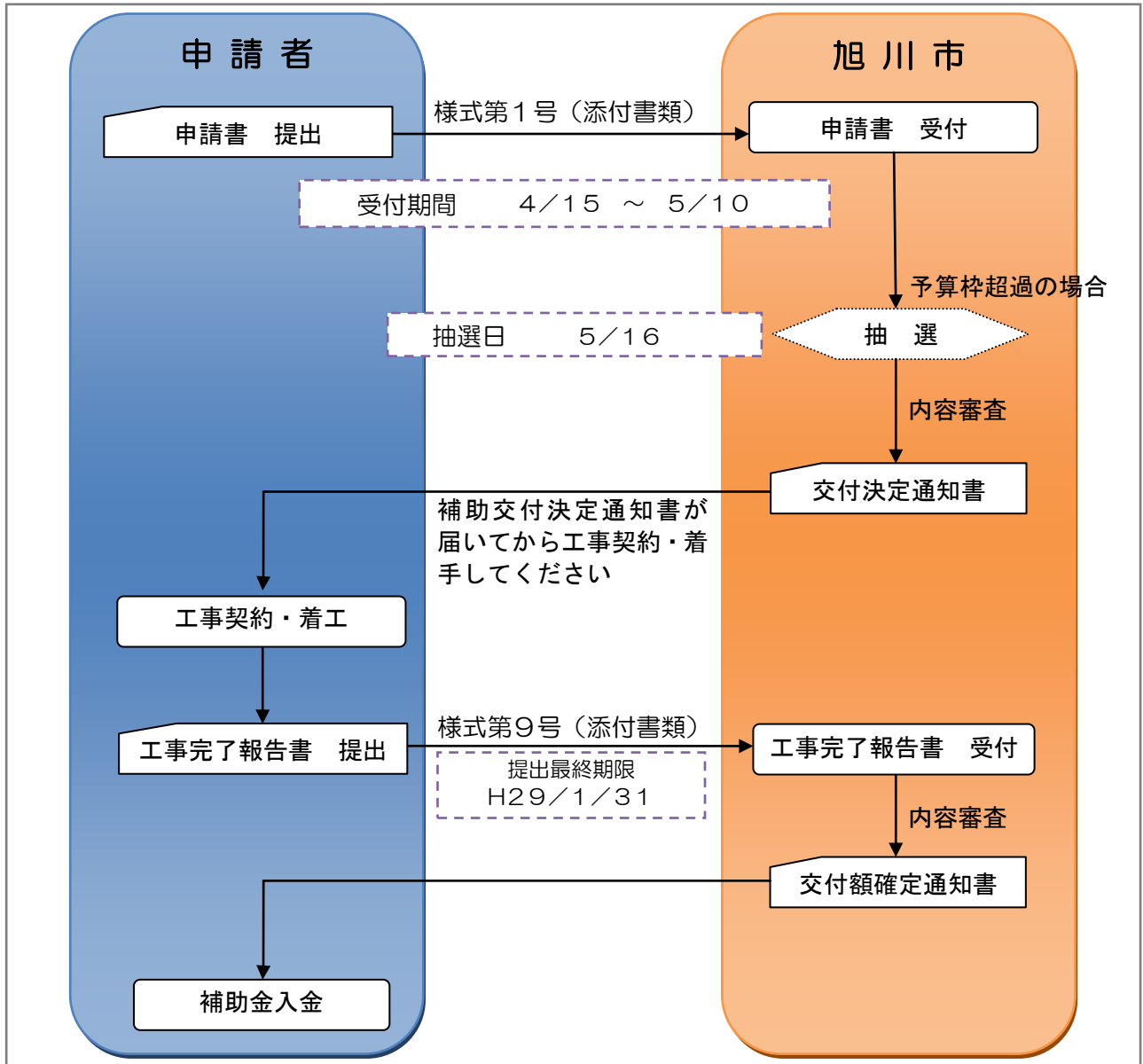
◎工事完了報告に必要な書類

① 工事完了報告書 【様式第9号】	書式は補助金交付決定通知書と一緒に送ります。
② 完了状況写真(日付入り)	隠ぺい部分（陰に隠れて見えない場所）や申請時に撮影できなかった部分（屋根面など）がある場合は、着手前や工事中的の写真も必要となります。
③ 工事請負契約書の写し	書式は任意です。申請した総工事費と請負契約書の金額が違う場合や、工事内容を変更する場合などは、事前に変更申請が必要となります。
④ 支払を証明する書類 の写し	領収書や振込票などの写しが必要となります。支払いが複数回に分かれている場合（施工業者が複数など）は、今回の改修に伴った全てのものが必要となります。

**「工事完了報告書」は工事完了後、速やかに提出してください。
最終提出期限：平成29年1月31日（火）**

※最終提出期限までに「工事完了報告書」の提出がない場合、補助金をお支払いできない場合もありますので、十分ご注意ください。

《旭川市住宅改修補助制度 手続きフロー》



《高齢者，障害者の住宅改修に関する補助制度》

【介護保険（予防）住宅改修費支給】（旭川市 介護高齢課 ☎ 25-6485）
 介護保険制度で、要介護もしくは要支援と認定されれば、20万円の限度内（原則として1割負担）で住宅改修を行うことができます。（支給限度額18万円）

【障害者住宅改修費給付】（旭川市 障害福祉課 ☎ 25-6476）
 障害をお持ちで基準を満たす方は、20万円の限度内（原則として1割負担）で住宅改修を行うことができます。（支給限度額18万円）

～ お問い合わせ 申請書提出先～
 旭川市 建築部 建築総務課
 旭川市役所第三庁舎4階 電話25-9708

